

概要版

第3次

名張市地域福祉活動計画

ともに支えあう
暮らしやすい地域づくり



社会福祉法人

名張市社会福祉協議会

はじめに

長寿社会の進展、少子化及び将来人口の減少、働く世代の生活困窮者の増加、家族や地域社会の変化、膨大な債務を抱える国の財政など、様々な課題により、私たちの社会は、今、大きな転機を迎えようとしています。

このような時代にあって、社会保障の枠組みが大きく見直されています。将来にわたって持続する社会保障・社会福祉を目指し、様々な取組みが行われています。高齢者が元気に暮らし、子どもたちや若者、働き盛りの人たちが将来に夢を持って生きていく、私たちは、そんな幸せの福祉社会を築いていかなくてはなりません。

少子化や人口の減少によって、どうしても将来は、社会の支え手が少なくなってきます。私たちの地域、名張市でも、高齢化は全国平均を超える勢いで迫ってきています。

このような時、私たちが一番大切にしなければならないことは「支え合い」「助け合い」の地域社会を作っていくことです。これまで以上に、さまざまな人たちが地域を支える仕組みを、作り上げていかなくてはなりません。

このたび策定いたしました「第3次名張市地域福祉活動計画」では、このような背景から、「ともに支えあう 暮らしやすい地域づくり」を基本目標とし、3つの重点事業を掲げ、取り組んでいく計画といたしました。

名張市社会福祉協議会の基本理念であります「誰もが、住み慣れたまちで、安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を実現していくために、名張市と連携を図りつつ、地域の皆様、関係団体や関係機関とともに、具体的な事業活動に全力をあげて取り組んでまいります。

今後ともより一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に対し、ご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月 31 日



社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
会 長 山 本 順 仁

名張市地域福祉活動計画の概要

地

域福祉活動が求められる背景

我が国は、平成 37 年（2025 年）を目標に「地域包括ケアシステムの構築」と「持続可能な社会保障制度の確立」にむけ大きく舵を切ろうとしています。その先駆けとして平成 27 年度には、「生活困窮者自立支援法」「子ども・子育て関連 3 法」の施行と「介護保険制度」の改正がされることとなっています。また、平成 28 年度には改正された「障害者雇用促進法」「障害者差別禁止法」が施行されるなど、福祉施策が大きな変革を遂げようとしています。こうした施策の方向性は、第 3 次名張市地域福祉計画にも取り入れられ地域福祉を推進するためのしくみや行政政策としてすすめられようとしています。

その一方で、名張市においても人口構造・世帯構成の変化に伴い、家族機能の脆弱化、人間関係の希薄化が問題になっています。また、最近の経済情勢や雇用形態の変化により貧困や社会的孤立などの状況も加わり、生活課題は複雑化し一段と深刻さを増しており、既存の制度だけでは対応することが難しくなっています。

こうした課題の解決には、現在制度化されている福祉サービスのさらなる充実や柔軟な運用、そして人材、財源を含めて、それを維持するためのしくみが必要になっています。行政だけの取組みだけでなく、地域づくり組織、ボランティア、福祉関係者、地域のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働する体制を整備する必要があります。

名張市社会福祉協議会（以下「名張市社協」という。）は、高齢者や障害者、子育て中の人など、様々な社会的援護を要する人々を含め、すべての人が地域でしあわせに暮らせるまちづくりを目指し、協議体組織として地域づくり組織、民生委員・児童委員、幅広い団体やグループ等との連携・協働する機能を強化し、コミュニティワーク機能の充実を目指し、第 3 次地域福祉活動計画を策定します。

計

画の性格

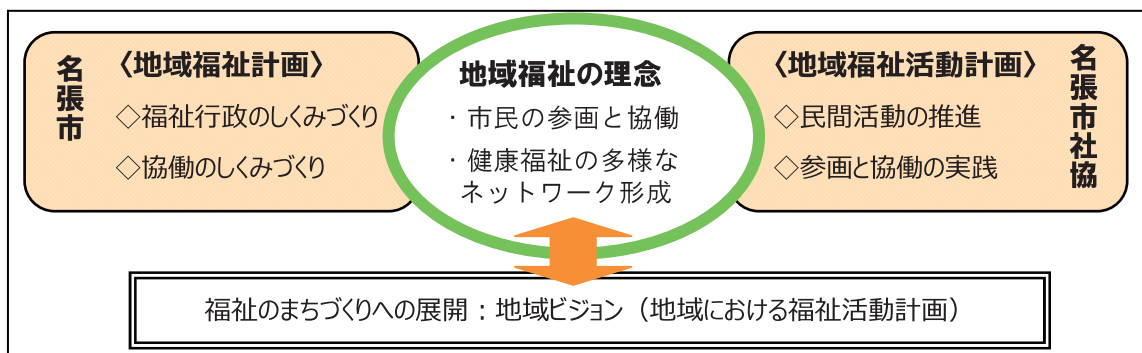
地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を図る団体として位置づけられた市町村社協が、地域福祉活動の支援や活動しやすい環境づくりを推進するために策定する民間の活動・行動計画です。

今回、名張市社協が策定する第 3 次地域福祉活動計画は、「第 3 次名張市地域福祉計画」と連携を図りながら、地域の問題を自分たちの問題として解決していく住民主体の取組みを推進、支援するため、名張市社協として、地域をはじめとする関係団体等とともに取り組む重点事業をすすめることにより、「ともに支えあう 暮らしやすい地域づくり」を目指す計画です。

計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

〔 5 年間 〕



名張市社会福祉協議会とは

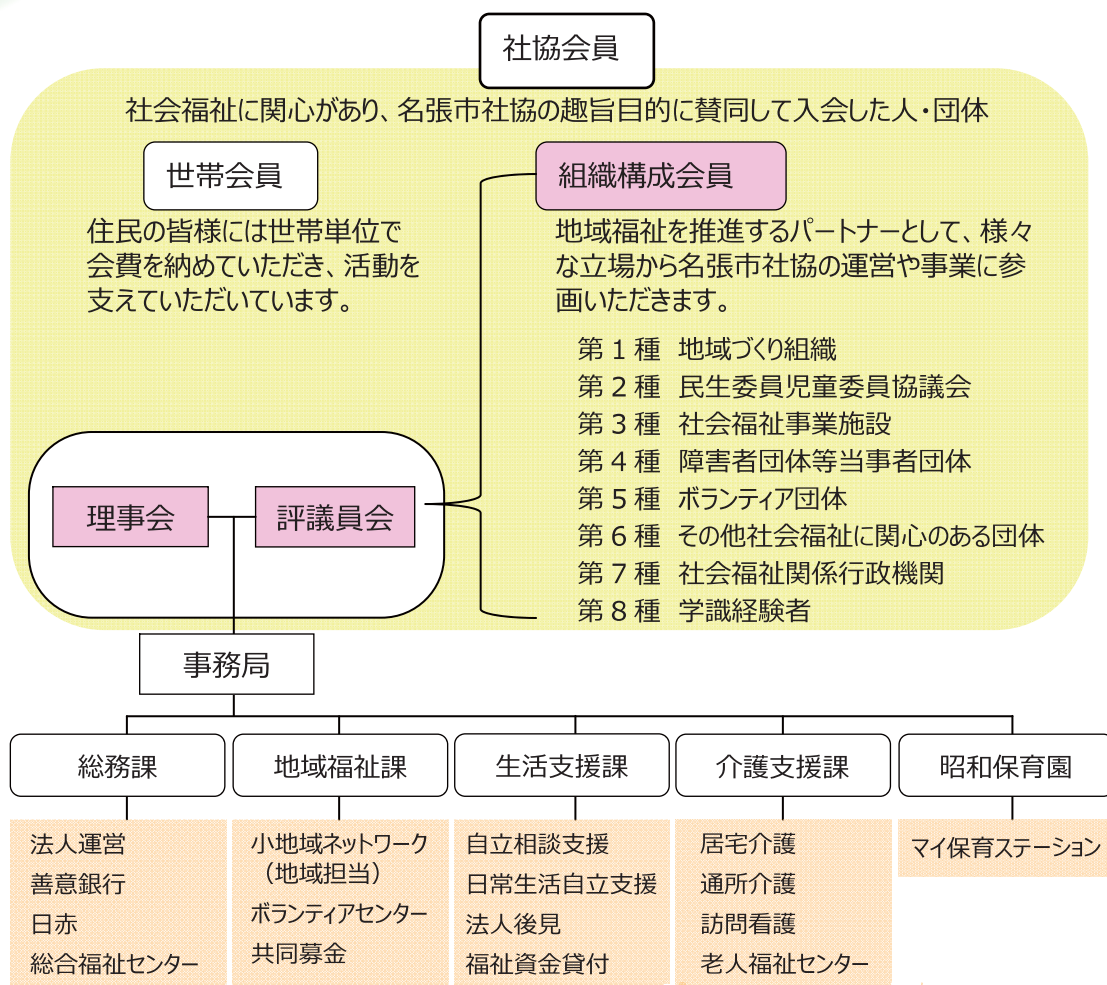
社協とは

社協は、社会福祉法第 109 条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、全国・都道府県・政令指定都市・市区町村に設置されています。

社協の特徴は、地域住民等の参加と協力を得て活動する民間組織としての自主性と、住民や福祉関係者等に支えられた公共性・中立性という 2 つの側面を持った組織です。

名張市社協の組織と事業の特徴

名張市社協は昭和 47 年に設立し、社会福祉法に則り、地域住民の参加・協力のもと、地域を代表する各団体、福祉団体、名張市をはじめとする関係機関等の参画を得て、地域福祉・在宅福祉活動を推進する非営利の民間組織です。



名張市社協では、「地域福祉の推進」という法人の役割を果たすため、ボランティア等住民とともに地域福祉増進に取り組む事業、支援を必要とする人の自立を支える事業、そして制度に則り専門性を発揮して一人ひとりを支える事業に、それぞれ専門性を備えた職員が取り組んでいます。誰もが住み慣れた地域でつながりをもって安心して暮らせるよう、名張市社協内事業間はもちろん他機関や団体、ボランティア等の活動者や地域住民とのネットワークを活用して支援へとつなげていきます。

名張市社協事業の現状や

各種調査から見えてくる福祉ニーズ①

小

地域ネットワーク事業 “人”と“地域”をつなげる支援

各地域で継続的な活動が展開されるよう、地域特性や担い手の問題などニーズや実情に沿って、既存の活動を支え新たな取組みへのサポートに努めました。

主な取組み	H26 実績
地域ささえあい活動支援	実践 5 地域、準備 1 地域、連絡会開催
地域との協働による人材発掘・育成「スクエアステップ教室」	2 地域で共催実施
救急医療情報キットによる安心ネットワーク事業	利用 2,809 世帯 (4,037 名)

【今後の課題】

- ・ 地域での福祉活動の取組み状況に差があるのと同時に、地域担当職員の関わり度合にも差が生じています。名張市社協地域担当としての役割を整理し、各地域が抱える福祉課題に対してその役割が果たせる支援活動を行っていく必要があります。

ボ

ランティアセンター事業 “人”と“人”をつなげる支援

ボランティア活動の推進・支援拠点としてのみならず、地域福祉活動推進の共通基盤となるよう機能を整理し、ボランティア等に関する様々な相談、活動支援を通じて見える個々の活動上の課題や福祉ニーズに対し、その解決に向けて活動者とともに取り組みました。

主な取組み	H26 実績
ボランティアセンター運営委員会	H26 2 月設置
福祉まちづくりセンター運営受託	H26 4 月開所
各種養成研修	7 講座
ふれあいフェスティバル	H26 10 月開催
おもちゃ図書館運営	利用者数 1,509 名
地域福祉活動助成事業	134 件 5,880,350 円
ボランティアセンター登録数 (ふれあい・いきいきサロン)	165 団体 3,288 名 (14 地域 78 サロン)
個人ボランティア登録者数	379 名
登録ボランティアのうち 60 歳以上の割合	H25 75.17%

【今後の課題】

- ・ ボランティア募集において、一般広報では参加者が増えない現状が続いています。テーマ別養成研修と活動へのきっかけづくりとなる講座を各種開催していますが、受講後活動につながる人は多くありません。平成 25 年度からは、講座等への参加者に個別に働きかけることに重点をおいて担い手育成に取り組み、今後も一人ひとりが実践活動へつながるコーディネートが重要となります。
- ・ 様々な活動において住民による担い手不足の声が聞かれ、人材育成を担うボランティアセンターの役割がますます大きいといえます。住民により身近な拠点として福祉まちづくりセンターの活用を拡げ、運営委員会において具体的な協議をすすめながら企画実施につなげていく必要があります。

名張市社協事業の現状や 各種調査から見えてくる福祉ニーズ②

な ばり暮らしあんしんセンター

様々な生活課題を抱える人が、安心して、自分らしく暮らせるように、名張市社協内にありました個人を対象とした各種支援事業を整理統合し、総合的な相談支援体制を構築しました。

仕事のこと、お金のこと、健康のこと、生活上での悩み等あらゆる生活課題について、対象者を限定することなく、制度横断的な支援に取り組みました。

主な取組み	H26 実績
法人後見事業	受任件数 8 名
地域福祉権利擁護事業	契約者数 59 名
生活困窮者自立支援モデル事業	H25 7 月より事業展開

事業別相談の件数	H25 実績
権利擁護相談援助	4,015
自立相談支援	2,058
就労支援	334
家計相談	454
生活福祉資金相談	1,245
地域福祉金庫相談	113

【今後の課題】

- ・ 家族員が減少する昨今、地域での孤立化が一層懸念されています。こうしたことから総合相談事業や権利擁護に関する支援がますます重要なものとなってきています。その実践を担う人材の確保・育成が課題となっています。
- ・ 「なばり暮らしあんしんセンター」の支援対象者は、発見しづらく、支援につながる事が遅れることが多いといえます。そのため、各地域に整備されたまちの保健室とも連携しながら、早期に発見し、支援につなげるシステムへの展開が求められています。
- ・ 経済的困窮者や社会的孤立者が自ら安心して時間を過ごし、地域住民との交流を通して自尊心と意欲をもちえる居場所が必要になっています。また、経済的自立にむけた就労体験や訓練、さらには中間的就労等の就労機会をより一層充実していくことが求められています。

●生活困窮者自立支援制度実施に向けた検討課題

谷間のない 相談支援体制
●『いつでも相談にのれる』、『定期的な面談ができる』など長期的、定期的な相談対応が必要になっています。 ●就労等に関する専門的相談や支援のみならず、日常生活面においてもキーパーソンとなる相談支援員の育成が課題となっています。

地域福祉の 視点で捉える
●縦割りの対応とならないように、関係する事業所、機関等が協力し合い連携して、官民一体となって支援、サービスを提供することが重要です。 ●地域における民生委員・児童委員やボランティアの見守り等、フォーマル、インフォーマルな支援体制の活用が必要です。

地域づくりと ネットワーク
●様々な生活課題を抱えた生活困窮者に対して、柔軟に、型にはまらず、オーダーメイドの支援が必要になっています。 ●支援機関はもちろんのこと、NPO法人や地域づくり組織、ボランティア団体、地元企業等とのネットワーク構築が不可欠です。

基本理念

誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

基本目標

ともに支えあう 暮らしやすい地域づくり

重点事業

基本目標を達成するために重点的に取り組む事業

1. 身近な地域で支えあう暮らし支援活動の推進

- (1) 地域担当職員が取り組む地域における福祉ニーズの把握
- (2) 課題解決に向けた、共有の場づくり・ネットワークの構築

2. 生き生きと活躍する担い手の育成

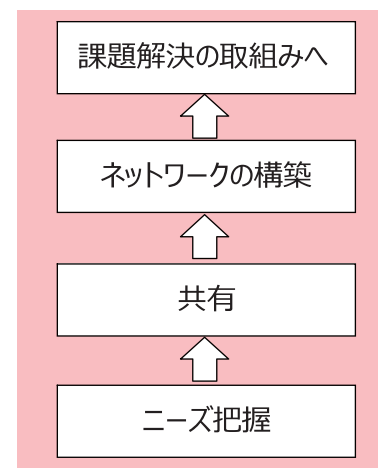
- (1) ボランティア等福祉活動へのきっかけづくり
- (2) 担い手の育成、活動実践へのコーディネート

3. 地域福祉ですすめる生活困窮者支援

(生活困窮者等に対する自立支援の推進)

- (1) あらゆる地域生活課題への対応力強化
- (2) なばり暮らしあんしんセンター相談支援体制の強化

名張市社協では、身近な地域の課題に対し、地域住民が主体的に取り組む活動範囲の基本を「小地域＝地域づくり組織（15 地域）の活動範囲」としています。そして、地域とともに福祉のまちづくりに取り組むため、地域担当職員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、各地域での取組み支援を行っています。地域担当職員は 1 名につき 3～4 地域を担当し、小地域における福祉活動支援を中心としながらも、地域同士や市全域をとらまえつつ、市内各地域、各分野で取り組まれている住民主体による福祉活動と関係機関との連携をつながりの力にかえ、ますます必要とされる暮らし支援活動の推進に取り組めます。



(1) 地域担当職員が取り組む地域における福祉ニーズの把握

主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくり組織や地区民生委員児童委員協議会の会議や行事等への参画、相談支援	参画 相談のべ 350 件	⇒ 400 件	⇒ 450 件	⇒	⇒
ふれあい・いきいきサロン（高齢・子育て）、配食ボランティア活動、地域ささえあい活動等への支援	参画、相談 支援	⇒	⇒	⇒	⇒
まちの保健室等との連携	事業協力、連絡 調整	⇒	⇒	⇒	⇒
救急医療情報キットの普及啓発、更新確認によるニーズ把握	4,200 名 利用	4,400 名 利用	4,600 名 利用	4,800 名 利用	5,000 名 利用
把握したニーズの整理、課題化	5 地域	10 地域	15 地域	⇒	⇒

(2) 課題解決に向けた、共有の場づくり・ネットワークの構築

主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくり組織福祉部会等との課題共有、企画協議	5 地域	10 地域	15 地域	⇒	⇒
地域ケア会議への参画、支援困難事例への協働対応	参画	⇒	⇒	⇒	⇒
目的を同じくする活動団体同士が集まる各種連絡会の開催	整理、見 直し	各種年 1～3 回	⇒	⇒	⇒
地域での見守りのしくみの構築、連携協議	見守り人 材あり方 検討	実践評価、状況 把握	見直し	⇒	⇒
生活支援にかかる活動情報整理、情報交換等の場の開催、サービス創出検討	情報整理、開催 検討	連絡会	⇒ サービス創 出検討	⇒ 具体策 協議	⇒
生活困窮者等の支援や深刻な生活課題の解決に向けた連絡会議等への参加	参画	⇒	⇒	⇒	⇒

重点事業 2

活き活きと活躍する担い手の育成

住民同士のつながりを再構築し社会的孤立を防ぐため、子育て中の親子、障害者やその家族、高齢者など地域で暮らす人たちが、まず気軽に参加できる場があり、そこで様々なかたちで一人ひとりが役割をもてるような工夫やきっかけづくりが求められています。互いに助け合い、誰もが担い手として活動できる場や取組みを増やすことで、活き活きと活躍する人を増やす取組みをすすめます。

そして、介護保険法の改正により、高齢者のみならず暮らしのちょっとした困りごとを住民同士で助け合う有償の生活支援活動の充実が一層期待されていることから、名張市をはじめとする関係団体等と連携、協議を行い、担い手の育成並びに必要なとされる福祉活動の開発に取り組めます。



名張市社協ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターが中心となって、福祉まちづくりセンターを拠点に、出会いや参加のきっかけづくりを通じて地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組めます。

(1) ボランティア等福祉活動へのきっかけづくり

主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
体験教室等人材発掘のきっかけとなるイベントの企画実施	年 6 回	年 10 回	見直し 検討	⇒	⇒
担い手の育成メニューとなるイベント等の企画実施	年 6 回	年 10 回	見直し 検討	⇒	⇒
高齢者が参加しやすい活動の場づくり	関係団体 との協議	企画検 討	実施	⇒	⇒
子どもや親子等を対象とした交流、体験教室の開催	年 5 回	年 6 回	見直し 検討	⇒	⇒

(2) 担い手の育成、活動実践へのコーディネート

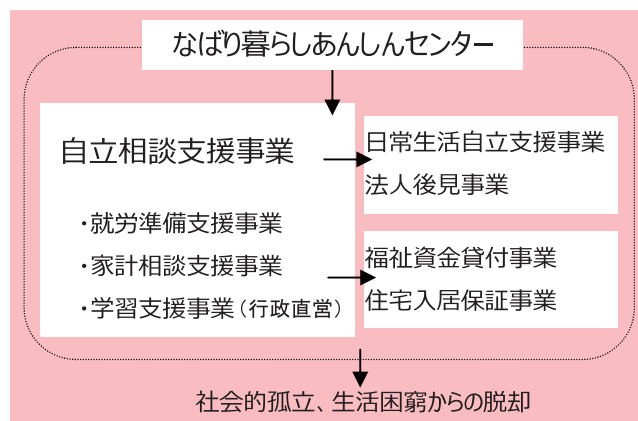
主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
必要とされる活動のテーマ検討、講座企画	1 講座	2 講座	見直し	⇒	⇒
生活支援ボランティアの育成、見守り支援員の育成	企画検 討・モデ ル実施	実践活 動	育成企 画見直 し	実践活 動	⇒
(仮称)地域生活支援サポーターの養成	養成検 討	講座実 施	⇒	⇒	⇒
各地域における地域ささえあい活動の立ち上げ支援	2 地域	2 地域	2 地域	2 地域	1 地域
生活支援活動の展開	企画検 討	実践活 動	⇒	⇒	⇒
活動者対象の研修実施	2 講座	2~3 講 座	⇒	⇒	⇒

地域福祉ですすめる生活困窮者支援 (生活困窮者等に対する自立支援の推進)

重点事業 3

平成 25 年に生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者自立支援法が成立し、①最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、②生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うこととされています。

名張市社協では、平成 24 年 5 月より「なばり暮らしあんしんセンター」を設置し、地域のセーフティネット機能として取組みを進めてきましたが、今後更なる支援ネットワークの充実と機能強化を図ってまいります。



(1) あらゆる地域生活課題への対応力強化

主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
「なばり暮らしあんしんセンター」の周知、啓発	周知、啓発	⇒	⇒	⇒	⇒
(仮称) 生活困窮者自立促進支援推進協議会の設置・運営	設置・運営	⇒	⇒	⇒	⇒
無料職業紹介所の開設	開設	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な就労体験先の拡充（就労準備支援事業メニューの確立、拡充）	10 か所	⇒	15 か所	⇒	20 か所
企業、社会福祉法人、N P O、地域づくり組織等による就労訓練事業の実施、拡大	3 か所	⇒	6 か所	⇒	10 か所
フードバンク等の検討、設置	検討	設置	⇒	⇒	⇒

(2) なばり暮らしあんしんセンター相談支援体制の強化

主な取組み	H27	H28	H29	H30	H31
支援調整会議で展開される支援内容の評価、振り返りの実施	支援評価	⇒	⇒	⇒	⇒
名張市共生地域デザイン会議・地域ケア会議への参画（困難事例への対応）	参加事例検討	⇒	⇒	⇒	⇒
日常生活自立支援事業にかかる生活支援員の養成	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
法人後見啓発事業の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
緊急時体制、対応マニュアルの整備	マニュアル整備	土日相談開催	⇒	⇒	⇒

地域福祉活動の活性化を常に意識するために、地域福祉活動計画策定委員会委員の中から選出する者で構成する「名張市地域福祉活動計画推進委員会」において、毎年計画の進捗状況の確認を行い、評価を行います。また、計画の始期から3年を経過した平成29年度には、状況の変化に柔軟に対応するとともに、進捗状況の確認、評価によって明らかになった問題点の改善を図るため、計画の見直しを行います。

用語説明

あ

インフォーマル

高齢者の見守りその他ボランティア活動など自発的な活動を行う、ボランティア・NPO・自治会等地域住民。

おもちゃ図書館

心身に障害があるために発達の遅れている子どもたちが、おもちゃとの出会いによって情緒や機能を発達させるとともに、障害のあるなしにかかわらず、子ども同士ふれあう場をもてるようにとの願いから、名張市社協が運営する施設。

か

救急医療情報キット

急病になり救急車を呼ぶ時など万が一に備え、かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先などの情報を入れて冷蔵庫に保管しておく容器。

コミュニティワーク

地域住民がその地域生活上に生ずる様々な問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助する社会福祉の方法。

さ

サロン（ふれあい・いきいきサロン）

地域住民が主体となり、集会所や民家などで、高齢者や子育て中の親子、障害者などが気軽に集える身近な交流、つながりづくりの場。

スクエアステップ

四方の升目で区切ったマット上で前後左右斜めとステップを踏む、介護予防や健康づくりのエクササイズ。

生活支援員

日常生活自立支援事業において、生活支援計画にもとづき、定期的な支援を行う者。

た

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。また、個別課題を通じて、地域でのニーズを把握し、不足している資源を開発する際のツールとしても活用する。

地域ささえあい〔事業〕

第2次地域福祉計画における重点事業であり、見守りの必要な人々を漏れなく把握し、対象者への地域生活のニーズに地域づくり組織における有償ボランティア組織が応えるしくみ〔事業〕。

地域福祉活動助成事業

共同募金、善意銀行、社協会費を財源に、ボランティア等地域福祉活動へ助成する事業。住民に対し財源とその用途を周知啓発し、活動を応援するしくみ。

地域包括ケア

住み慣れた自宅や地域において最後まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにインフォーマルなサービスを有機的に結び付けて、切れ目なく提供すること。

中間的就労

就労体験やトレーニングが必要な、いわば、一般就労に向けた支援付き訓練の場とされる。

な

名張市共生地域デザイン会議

伊賀市・名張市に居住されている障害者（児）に対して、福祉・医療・教育・就労等の関係機関が集まり、各種サービスを総合的に調整し、推進することを目的に設置された自立支援協議会の名称。

日常生活自立支援事業

認知症・知的障害・精神障害などのために日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などにより自立を支援する事業。三重県では平成27年度に地域福祉権利擁護事業から事業名を変更。

は

福祉まちづくりセンター

平成26年4月イオン名張店3階に開設したボランティアセンターのサテライトで、地域福祉活動の拠点。

フードバンク

まだ食べられるのに包装の破損などで処分される食品や商品を、企業等から寄附を受け生活困窮者や福祉施設などに配給する活動およびその活動を行う団体のこと。

法人後見

判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になる制度。

NABARISHI SHAKYO

社 協

名張市社会福祉協議会

<http://www.nabarishakyo.jp>

誰もが

住み慣れたまちで
安心して

自分らしく
暮らせる

福祉のまちづくり



社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

〒518-0718 三重県名張市丸之内 79 番地 名張市総合福祉センターふれあい内

電話 0595 (63) 1111 メール info@nabarishakyo.jp